①地上デジタルテレビ放送

表4－3－1－1　地上デジタルテレビ放送に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		設備の分類		番組送出設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
		構成する機器の一例 / 講じるべき措置（小項目）		・送出マトリクス ・エンコーダ ・多重化装置 ・送出管理装置 ・基準信号発生装置 等	・STL ・TTL ・一事業者内の演奏所間回線 ・放送波中継用の受信装置　等			・基準信号発生装置 ・伝送路符号化装置 ・送信装置 ・空中線　等		
					親局※1へ送信※2	放送用周波数使用計画記載中継局※1へ送信	その他の中継局へ送信※3	親局※1	放送用周波数使用計画記載中継局※1	その他の中継局※4
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	※5	○	○	※5
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※6	※6	○	○	※6	○	○
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	○	○	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○	○	○	○	○	○
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	○	※5	○	○	※5
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	※5	○	○	※5
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	※7	※5、7	○	※7	※5、7
(5)	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	※5	○	○	※5
		②	電源供給状況の確認	○	○	○	※5	○	○	※5
(6)	停電対策	①	予備電源の確保	○	○	○	○ ※8	○	○	○ ※8
		②	発電機の燃料の確保	○	○	○	○ ※8	○	○	○ ※8
(7)	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	○	○	○	○
(8)	防火対策		火災への対策	○	○	○	※5	○	○	※5
(9)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※9	○	○	○	○	○	○
		②	公衆による接触の防止	※9	○	○	※5	○	○	※5
(10)	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	○	○	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○	○	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	○	○	○	○
(11)	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	○	○	○	○

※1　放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）の第7に定める親局及び中継局
※2　一事業者内の演奏所間回線を含む
※3　※4の中継局へ送信する中継回線設備においては、経済合理性等を勘案しつつ、段階的に放送用周波数使用計画記載中継局へ送信する中継回線設備と同等の措置を講じることが適当。
※4　①放送用周波数使用計画記載中継局へ放送波により中継する中継局
②複数のその他の中継局へ放送波により中継する中継局（当該複数のその他の中継局の放送区域の全体が同一の放送対象地域における放送用周波数使用計画記載中継局の平均的な放送区域と同等となる中継局）
のいずれかに該当する中継局においては、経済合理性等を勘案しつつ、段階的に放送用周波数使用計画記載中継局と同等の措置を講じることが適当。
※5　放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、経済合理性の観点から、措置を要さない。
※6　番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、これらの設備については、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当。
※7　大規模地震対策の措置は、※5と同様の理由により、特に重要な放送設備(番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備)に適用することが適当。
※8　大規模災害時における情報伝達の重要性を勘案し、災害により停電が発生した際においても放送が継続できるよう、経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じることが適当。
※9　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

②中波放送（AM放送）

表4－3－1－2　中波放送（AM放送）に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		講じるべき措置（小項目）	構成する機器の一例	設備の分類：番組送出設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
				・送出マトリクス ・音声調整装置（主） ・送出管理装置 等	・STL ・TTL ・一事業者内の演奏所間回線　等			・送信装置 ・空中線　等		
					親局※1へ送信※2	放送用周波数使用計画記載中継局※1へ送信	その他の中継局へ送信	親局※1	放送用周波数使用計画記載中継局※1	その他の中継局
（1）	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	※3	○	○	※3
（2）	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※4	※4	○	○	※4	○	○
（3）	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	○	○	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○	○	○	○	○	○
（4）	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	○	※3	○	○	※3
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	※3	○	○	※3
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	※5	※3、5	○	※5	※3、5
（5）	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	※3	○	○	※3
		②	電源供給状況の確認	○	○	○	※3	○	○	※3
（6）	停電対策	①	予備電源の確保	○	○	○	○ ※6	○	○	○ ※6
		②	発電機の燃料の確保	○	○	○	○ ※6	○	○	○ ※6
（7）	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	○	○	○	○
（8）	防火対策		火災への対策	○	○	○	※3	○	○	※3
（9）	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※7	○	○	○	○	○	○
		②	公衆による接触の防止	※7	○	○	※3	○	○	※3
（10）	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	○	○	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○	○	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	○	○	○	○
（11）	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	○	○	○	○

※1　放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）の第2に定める親局及び中継局
※2　一事業者内の演奏所間回線を含む
※3　放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、経済合理性の観点から、措置を要さない。
※4　番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、これらの設備については、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当。
※5　大規模地震対策の措置は、※3と同様の理由により、特に重要な放送設備(番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備)に適用することが適当。
※6　大規模災害時における情報伝達の重要性を勘案し、災害により停電が発生した際においても放送が継続できるよう、経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じることが適当。
※7　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

③短波放送

表4－3－1－3　短波放送に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		設備の分類		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備	
		構成する機器の一例 ＼ 講じるべき措置（小項目）		・送出マトリクス ・音声調整装置（主） ・送出管理装置　等	・STL　等		・送信装置 ・空中線　等	
					親局※1へ送信	放送用周波数使用計画記載中継局※1へ送信	親局※1	放送用周波数使用計画記載中継局※1
（1）	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	※2	○	※2
（2）	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※3	※3	○	※3	○
（3）	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○	○	○	○
（4）	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	※2	○	※2
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	※2	○	※2
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	※2	※4	※2
（5）	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	※2	○	※2
		②	電源供給状況の確認	○	○	※2	○	※2
（6）	停電対策	①	予備電源の確保	○	○	※2	※5	※2
		②	発電機の燃料の確保	○	○	※2	※5	※2
（7）	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	○	○
（8）	防火対策		火災への対策	○	○	○	○	○
（9）	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※6	○	※7	○	○
		②	公衆による接触の防止	※6	○	※7	○	○
（10）	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	○	○
（11）	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	○	○

※1　放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）の第1の9に定める放送局、第3に定める親局及び中継局
※2　短波放送特有の電波伝搬状況の変化への対策として、難視聴解消のため特定の時間帯に限定した補完的な放送を目的とする中継局であることから、措置を要さない。
※3　番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、これらの設備については、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当。
※4　短波放送の親局に設置される送信装置は、構造上、大規模地震対策に関する措置を講じることができない（構成部品として、蒸発冷却式の大型真空管を搭載）ため、措置を要さない。
※5　短波放送の親局に設置される送信装置は、消費電力が極めて大きいため、経済合理性の観点から、予備電源に関する措置を要さない。
※6　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。
※7　放送番組を中継局へ送信するための中継回線設備は、屋外設備に該当する設備が無いため、措置を要さない。

④超短波放送（FM放送）

表４－３－１－４　超短波放送（FM放送）に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		設備の分類		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備	
		構成する機器の一例 ＼ 講じるべき措置（小項目）		・送出マトリクス ・音声調整装置（主） ・ステレオ変調装置 等	・STL ・TTL ・一事業者内の演奏所間回線 ・放送波中継用の受信装置 等		・送信装置 ・空中線 等	
					親局※1へ送信※2	中継局へ送信	親局※1	中継局
（1）	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	※3	○	※3
（2）	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※4	※4	○	※4	○
（3）	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○	○	○	○
（4）	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	※3	○	※3
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	※3	○	※3
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	※3、5	○	※3、5
（5）	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	※3	○	※3
		②	電源供給状況の確認	○	○	※3	○	※3
（6）	停電対策	①	予備電源の確保	○	○	※3	○	※3
		②	発電機の燃料の確保	○	○	※3	○	※3
（7）	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	○	○
（8）	防火対策		火災への対策	○	○	※3	○	※3
（9）	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※6	○	○	○	○
		②	公衆による接触の防止	※6	○	※3	○	※3
（10）	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	○	○
（11）	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	○	○

※1　放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）の第４に定める親局
※2　一事業者内の演奏所間回線を含む
※3　放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、経済合理性の観点から、措置を要さない。
※4　番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、これらの設備については、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当。
※5　大規模地震対策の措置は、※3と同様の理由により、特に重要な放送設備(番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備)に適用することが適当。
※6　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

⑤コミュニティ放送

表４－３－１－５　コミュニティ放送に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		設備の分類		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備	
		構成する機器の一例 / 講じるべき措置（小項目）		・送出マトリクス ・音声調整装置（主） ・ステレオ変調装置 等	・STL ・TTL 等		・送信装置 ・空中線 等	
					親局へ送信	中継局へ送信	親局	中継局
（1）	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	※1	※1	※1	※1
（2）	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	※1	○	※1
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	○	○	※1	○	※1
（3）	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	※1	※1	※1	※1	※1
		②	応急復旧機材の配備	※1	※1	※1	※1	※1
（4）	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	※1	※1	※1	※1	※1
		②	設備構成部品に関する地震対策	※1	※1	※1	※1	※1
		③	①、②に関する大規模地震対策	※1	※1	※1	※1	※1
（5）	機能確認	①	予備機器の機能確認	※1	※1	※1	※1	※1
		②	電源供給状況の確認	※1	※1	※1	※1	※1
（6）	停電対策	①	予備電源の確保	※1	※1	※1	※1	※1
		②	発電機の燃料の確保	※1	※1	※1	※1	※1
（7）	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	※1	※1	※1	※1	※1
（8）	防火対策		火災への対策	○	※1	※1	○	※1
（9）	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※2	※1	※1	○	○
		②	公衆による接触の防止	※2	※1	※1	※1	※1
（10）	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	※1	※1	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	※1	※1	※1	※1	※1
		ウ	立ち入りへの対策	○	※1	※1	○	○
（11）	耐雷対策		雷害への対策	※1	※1	※1	※1	※1

※1　放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、経済合理性の観点から、措置を要さない。
※2　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

⑥マルチメディア放送

表４－３－１－６　マルチメディア放送に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		設備の分類		番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備	
		構成する機器の一例 / 講じるべき措置（小項目）		・送出マトリクス ・エンコーダ ・多重化装置 ・送出管理装置 ・基準信号発生装置　等	・番組送出設備から放送局の送信設備間の回線	・基準信号発生装置 ・伝送路符号化装置 ・送信装置 ・空中線　等	
						大規模な放送局※1	小規模な放送局※2
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	※3
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※4	※4	※4	○
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○ ※7	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○ ※7	○	○
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○ ※7	○	○
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○ ※7	○	○
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○ ※7	○	○
(5)	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	※3
		②	電源供給状況の確認	○	○	○	○
(6)	停電対策	①	予備電源の確保	○	○ ※7	○	○
		②	発電機の燃料の確保	○	○ ※7	○	○
(7)	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○ ※7	○	○
(8)	防火対策		火災への対策	○	○ ※7	○	○
(9)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※5	○ ※7	○	○
		②	公衆による接触の防止	※5	○ ※7	○	○
(10)	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○ ※7	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○ ※7	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○ ※7	○	○
(11)	耐雷対策		雷害への対策	○	○ ※7	○	○
(12)	宇宙線対策		宇宙線等への対策	※6	○	※6	※6

※1　放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）の第7に定める、テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））における親局及び中継局に相当する空中線電力を使用する放送局

※2　※1以外の放送局

※3　放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、経済合理性の観点から、措置を要さない。

※4　番組送出設備、放送番組を大規模な放送局へ送信するための中継回線設備、及び大規模な放送局に設置される送信設備は、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、これらの設備については、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当。

※5　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。

※6　番組送出設備、及び放送局の送信設備には、人工衛星は利用されないことから、措置を要さない。

※7　中継回線設備のうち、人工衛星に設置される放送設備については、措置を要さない。

⑦BS放送、東経１１０度CS放送

表４－３－１－７　BS放送、東経１１０度CS放送に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		設備の分類		番組送出設備	中継回線設備	地球局設備	放送局の送信設備
		構成する機器の一例 / 講じるべき措置（小項目）		・送出マトリクス ・エンコーダ ・多重化装置 ・送出管理装置 ・基準信号発生装置　等	・番組送出設備から地球局設備間の回線	・伝送路符号化装置 ・送信装置 ・空中線　等	・送信装置 ・空中線　等
（1）	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	○
（2）	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※1	※1	※1	※1
（3）	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	※2
		②	応急復旧機材の配備	○	○	※3	※2
（4）	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	○	※2
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	※2
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	○	※2
（5）	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	○
		②	電源供給状況の確認	○	○	○	○
（6）	停電対策	①	予備電源の確保	○	○	○	※2
		②	発電機の燃料の確保	○	○	○	※2
（7）	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	※2
（8）	防火対策		火災への対策	○	○	○	※2
（9）	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※4	○	○	※2
		②	公衆による接触の防止	※4	○	○	※2
（10）	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	※2
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	※2
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	※2
（11）	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	※2
（12）	宇宙線対策		宇宙線等への対策	※5	※5	※5	○

※1　番組送出設備、中継回線設備、地球局設備、及び放送局の送信設備は、いずれも放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当。
※2　放送局の送信設備として人工衛星を利用することから、措置を要さない。
※3　地球局設備は、10GHz超の周波数帯を使用するため、ケーブル繋ぎ替え等の応急復旧により設備の動作不良を誘発する恐れが極めて高いことから、措置を要さない。
※4　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。
※5　番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備には、人工衛星は利用されないことから、措置を要さない。

①東経124／128度CS放送

表4－3－2－1　東経124／128度CS放送に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		設備の分類		番組送出設備	中継回線設備	地球局設備	放送局の送信設備
		構成する機器の一例 / 講じるべき措置（小項目）		・送出マトリクス ・エンコーダ ・多重化装置 ・送出管理装置 ・基準信号発生装置　等	・番組送出設備から地球局設備間の回線	・伝送路符号化装置 ・送信装置 ・空中線　等	・送信装置 ・空中線　等
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	○
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※1	※1	※1	※1
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	※2
		②	応急復旧機材の配備	○	○	※3	※2
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	○	※2
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	※2
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	○	※2
(5)	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	○
		②	電源供給状況の確認	○	○	○	○
(6)	停電対策	①	予備電源の確保	○	○	○	※2
		②	発電機の燃料の確保	○	○	○	※2
(7)	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	※2
(8)	防火対策		火災への対策	○	○	○	※2
(9)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	※4	○	○	※2
		②	公衆による接触の防止	※4	○	○	※2
(10)	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	※2
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	※2
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	※2
(11)	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	※2
(12)	宇宙線対策		宇宙線等への対策	※5	※5	※5	○

※1　番組送出設備、中継回線設備、地球局設備、及び放送局の送信設備は、いずれも放送の停止等の影響を及ぼす範囲が極めて大きく、特に重要な放送設備であるため、故障等を直ちに検出、運用者へ通知することが適当。
※2　放送局の送信設備として人工衛星を利用することから、措置を要さない。
※3　地球局設備は、10GHz超の周波数帯を使用するため、ケーブル繋ぎ替え等の応急復旧により設備の動作不良を誘発する恐れが極めて高いことから、措置を要さない。
※4　番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。
※5　番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備には、人工衛星は利用されないことから、措置を要さない。

②有線放送

表４－３－２－２　有線放送に係る措置と対象設備

講じるべき措置（大項目）		講じるべき措置（小項目）＼措置の分類		措置の対象設備の範囲	設備規模等による措置の要否 RF方式 共聴施設※1	小規模※1	中・大規模※1	IPマルチキャスト方式※2
(1)	予備機器等	①	予備機器の設置又は配置	ヘッドエンド設備及び受信空中線	※3	※3	○	○
		②	伝送路設備の予備の経路又は芯線の設置	伝送路設備（ヘッドエンド相互間を接続する伝送路設備及び幹線）	※3	※3	○	○
		③	伝送路設備の機器の予備の設置又は配備	伝送路設備（光ノード、中継増幅器、分岐器、タップオフ）	※3	※3	○	○
		④	ヘッドエンド相互間に複数の経路を設置	伝送路設備（光ノード、中継増幅器、分岐器、タップオフ）	※3	※3	○	○
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	有線放送設備（ヘッドエンド設備、受信空中線、伝送路設備、電源設備）	※3	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかな検出、運用者へ通知					
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	有線放送設備の工事、維持又は運用を行う場所	※3	※3	○	○
		②	応急復旧機材の配備					
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	有線放送設備（ヘッドエンド設備、受信空中線、伝送路設備、電源設備）	※3	○	○	○
		②	設備構成部品に関する地震対策					
		③	①、②に関する大規模地震対策	ヘッドエンド設備	※3	※3	○	○
(5)	停電対策	①	予備電源の確保	有線放送設備（ヘッドエンド設備、光ノード）	※3	※3	○	○
		②	発電機の燃料の確保	電源設備				
(6)	強電流電線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	線路設備	※3	○	○	○
(7)	防火対策		火災への対策	ヘッドエンド設備を設置する場所	※3	○	○	○
(8)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止	屋外設備	※3	○	○	○
		②	公衆による接触の防止					
(9)	ヘッドエンド設備を収容する建築物	ア	風水害の影響を受けない	ヘッドエンド設備を設置する建築物	※3	※3	○	○
		イ	建築物の強度		※3	※3	○	○
		ウ	屋内設備の動作環境の維持		※3	※3	○	○
		エ	立ち入りへの対策		※3	○	○	○
(10)	耐雷対策		雷害への対策	有線放送設備（ヘッドエンド設備、受信空中線、伝送路設備、電源設備）	※3	○	○	○

※1　共聴施設とは端子数が５００以下、小規模設備とは端子数が５０１以上５，０００端子以下、中・大規模設備としては５，００１端子以上の設備を想定。なお、端子数が５０１以上の設備であっても、難視対策の共聴施設については、端子数が５００以下の設備と同等とみなす（適用除外とする）ことが適当。

※2　IPマルチキャスト方式については、これまで端子数という考え方で登録を行っていないため、原則として、中・大規模のＲＦ方式の設備と同等の措置を行うこととする。ただし、設備構成、加入者見込等の客観的な観点から、中・大規模とすることが著しく不合理である場合は、別途検討することが必要。

※3　有線放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、経済合理性の観点から、措置を要さない。